

中部山岳国立公園における生物多様性保全に向けた 気候変動等への適応に関するコンソーシアム 設立趣旨

1. 背景

近年、全世界的に地球温暖化等の気候変動が深刻化し、我が国においても各地で様々な影響が発生している。自然環境に対しては、我が国固有の生物が絶滅危惧種になるなど、生物多様性の損失が生じている状況である。

国立公園は自然公園法に基づき、我が国を代表する自然の風景地を保護することを目的に、地種区分に応じた行為規制がされている。これにより、一定の自然環境の保護がなされ、国内における生物多様性保全上重要な地域として位置付けられている。中部山岳国立公園においても、これまで行為規制等により自然環境の保護が図られてきているが、上述した気候変動が進行することにより、生物多様性等への影響が顕在化してくると想定される。また、生物多様性のみならず、雪解けが早まることによる山岳域での水利用可能時期の変化など、国立公園の利用へも支障が生じる事例も散見されるようになってきている。

これまで、中部山岳国立公園の気候変動の影響については断片的な状況把握がされているのみで、網羅的な把握はできていない。中部山岳国立公園及びその大部分を占める国有林の面積は広く、所管する環境省中部山岳国立公園管理事務所（以下、「環境省」という。）及び中部森林管理局中信森林管理署、飛騨森林管理署、富山森林管理署、関東森林管理局上越森林管理署（以下、「森林管理署」という。）において、国立公園、国有林ごとに充実したモニタリングを、今すぐには実施することは困難な状況である。

一方、中部山岳国立公園は、その特異な自然環境・地形地質等により、全国の多くの研究機関等において、様々な分野の調査・研究が実施されている。これら調査・研究を実施している機関と連携を強化することにより、一元的に調査・研究成果を収集し把握することができれば、中部山岳国立公園において発生している事象や今後想定される影響等の予防的な察知につながり、必要な対策を事前に実施し、影響を緩和できる可能性がある。

2. 目的

中部山岳国立公園内で調査・研究を行っている大学等多数の研究機関と、国立公園管理者である環境省及び国有林管理者である森林管理署において、主に自然環境分野に関する調査・研究成果の収集、情報共有を図り、必要な対応等について協議する場としてコンソーシアムを設立する。

調査・研究から得られる知見を、中部山岳国立公園区域内の管理に生かすことで、気候変動等による生物多様性への影響を最小限にすることを目指し、コンソーシアムは、主に研究機関による調査・研究の成果報告やそれに基づく必要な対応等の提言を踏まえた気候変動影響等への対応に関する協議を行う。提言された内容については、環境省及び森林管理署において、実現可能性を踏まえ、必要な対策を検討していくこととする。

なお、研究者同士にとっても、中部山岳国立公園という同一フィールドでの調査・研究の成果発表の機会となることから、同一分野・異分野の調査・研究の連携に発展することを期待するものである。

3. 内容

- ・年1回程度、対面/オンラインを併用して開催
- ・対面の開催場所は固定しない
- ・調査・研究成果発表（環境省・森林管理署へ向けた提言も盛り込んだもの）
- ・質疑応答、必要な対策について協議

4. 設置要綱

- ・別紙のとおり

中部山岳国立公園における生物多様性保全に向けた気候変動等への
適応に関するコンソーシアム 設置要綱

(名称)

第1条 本会は「中部山岳国立公園における生物多様性保全に向けた気候変動等への適応に関するコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、中部山岳国立公園及び当該国立公園区域内の国有林における生物多様性保全のため、気候変動等への適応について、構成団体間において協議することを目的に設置するものである。

(内容)

第3条 コンソーシアムは、次の事項について共有・連携・協議する。

- ・中部山岳国立公園における気候変動等による影響への対応に関する事項
- ・中部山岳国立公園における自然生態系に関する調査・研究に関する事項
- ・中部山岳国立公園における構成団体同士の連携した取組に関する事項
- ・その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第4条 コンソーシアムは、別表に記載する者をもって構成する。

- 2 コンソーシアムには代表、副代表及び幹事を置く。代表には環境省中部山岳国立公園管理事務所長があたり、副代表には中部森林管理局中信森林管理署長があたる。幹事は中部森林管理局富山森林管理署長、飛騨森林管理署長、関東森林管理局上越森林管理署長ほか若干名とする。
- 3 代表はコンソーシアムの会務を統括し、副代表はそれを補佐するとともに代表不在時の代理を務める。幹事は会務の運営等について助言する。
- 4 代表は、必要と認める者を構成員として指名することができる。
- 5 代表は、構成員である研究機関の中から幹事を指名することができる。
- 6 代表は、第2条の目的を達成するため、必要に応じて個別課題等に対応する作業部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 コンソーシアムの事務局は、環境省中部山岳国立公園管理事務所に置く。

(会議)

第6条 会議は、1年に1回程度、事務局が招集する。

- 2 議事は、代表が進行する。

- 3 代表は議事進行を代表が指名する者に行わせることができる。
- 4 会議には、構成団体以外にも中部山岳国立公園関係自治体などの関係団体等に広く参加を呼びかけるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(付則) この要綱は、令和5年3月14日から施行する。